

## 農業用機械・施設等導入に町独自の補助金をご活用ください

### ■営農継続支援事業

**補助対象者** ● 60歳未満であり、認定農業者を目指す方や新規農業者等

**補助金額** ● 補助対象経費(税抜)の2分の1以内の額(上限額50万円)

機械や施設の補助対象基準はありません。

### ■認定農業者支援事業

**補助対象者** ● 認定農業者および農業法人

**補助金額** ● 補助対象経費(税抜)の6分の1以内の額(上限額50万円)

機械や施設の補助対象基準は、性能や作業面積に応じて細かく設定しています。事前に町農政課へご確認ください。

### 共通事項

**補助対象基準** ● 過去3年以内に国・県の補助事業を利用している場合は補助対象外です。  
 ※ただし、水稲・園芸・果樹など区分が異なる場合は補助対象となります。  
 ・アタッチメントをはじめとする付属品のみの経費は補助対象外です。  
 ・電気設備が必要な場合は、受電設備以降が補助対象となります。  
 ・補助金交付決定前に導入した場合は補助対象外です。

**補助対象経費** ● ①稲作関係機械 ②畑作関係機械  
 ③施設園芸・果樹用の施設や機械等  
 ※30万円以上(税抜)の機械や施設等に限りです。

**申込方法** ● 町農政課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、見積書、カタログ、営農計画書(野帳)を添付してお申し込みください。  
 ※受付の際に、現在の営農状況の聞き取りや国・県の補助金による導入状況等の確認を行います。

**申込期間** ● 8月19日(月)～8月30日(金)  
 ※期限厳守をお願いします。

**その他** ● 機械や施設等の導入後7年間の営農状況を把握するため、営農継続報告書を提出していただきます。営農期間が7年に満たなかった場合や、途中で譲渡、交換、貸し付け、処分等をした場合は補助金の返還を求めます。

**問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908**

## 令和2年度の農地耕作条件改善事業(区画拡大・暗きょ排水)実施要望を取りまとめしています

農地耕作条件改善事業は、整備済み農地の高度利用を迅速・安価にするため、自力施工も活用した「農地区画の拡大」や「排水または湧水処理のための暗きょ管等の新設」の農地整備に対して定額助成するもので、農地中間管理機構を通じて賃貸借契約を締結した農地が優先的に実施されます。この事業を希望する方は下記までご相談ください。

助成内容(例)	段差10cmを超えるほ場で表土扱いを行う畦畔除去等による区画拡大	10万5,000円(10a当たり)
	標準的(10m以下)間隔の暗きょ管等の新設(バックホウ工法)	11万5,000円(10a当たり)

**申込期限** ● 8月30日(金)

この募集は事業の実施を必ずお約束するものではありません。来年度の国の予算の動向等により実施できない場合もありますのでご了承ください。

**申・問 土地改良区の受益地…管轄する土地改良区へ  
 土地改良区の受益地以外…町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908**

**農業委員会**

## 8月と9月は農地パトロール(利用状況調査)強化月間です 農地の利用状況について調査します

町農業委員会では、「農地の利用の確認」「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」「違反転用発生防止・早期発見」等を目的として、町内全域で農地パトロール(利用状況調査)を実施します。調査時に、農地の所有者や耕作者の方へ農地の利用状況等をお聞きする場合がありますので、ご協力をお願いします。

**調査期間** ● 8月上旬～9月下旬(予定)

**調査方法** ● 各地区の農業委員や担当職員による農地巡回

### ■遊休農地とは

- ・現在耕作が行われておらず、今後も維持管理、農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- ・農地利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っている農地

**問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913**

## 就学や教育に関する相談会を開催します

お子さんの発達や行動などに関して、心配していることはありませんか。就学や教育に関する相談会を次のとおり開催しますので、お気軽にご相談ください。なお、参加を希望される場合は、下記までお申し込みください。

日 時 ● 9月19日(木) 午前10時～午後3時

会 場 ● 美郷町北ふれあい館(土崎字上野乙)

申込期限 ● 9月5日(休)

そ の 他 ● ・できるだけお子さんと一緒にご参加ください。  
・相談時間はお子さん一人につき1時間程度です。

申・問 町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)1112

教育総務課

## 子育てファミリー支援事業をご活用ください

平成30年4月2日以降に第3子以降のお子さんが生まれ、た世帯に対して、子育てサービス利用に係る経費を助成します。

**対 象 者** ● 美郷町に住民登録をしており、平成30年4月2日以降に第3子以降のお子さんが生まれ、かつ、その子を含む3人以上のお子さんを養育している世帯

**対象期間** ● 4月から翌年3月末までの1年間

**助成金額** ● 15,000円まで

**申請方法** ● 町教育委員会で子育てファミリー支援事業の助成対象認定申請を行う必要があります。詳しい申請方法については下記までお問い合わせください。

## 【対象事業など】

次の事業等の利用(購入)に要する費用のうち、就学前のお子さんに係る費用に対し助成します。

## ■一時預かり事業

児童を保育している保護者が、急用や疾病などで一時的に保育できない場合に、こども園でお預かりします。

## ■予防接種や知育玩具の購入など

季節性インフルエンザワクチンやおたふくかぜワクチンなどの予防接種、知育玩具の購入費用、子育てタクシー利用料などが対象です。

このほか、子育て短期支援事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業についても対象となる場合がありますのでご相談ください。

申・問 町教育委員会 教育総務課 幼児総務班 ☎0187(84)4914

## 介護保険事務所からのお知らせ

## 介護保険料の納め忘れにご注意ください ～滞納期間が長引くと延滞金が増加されます～

介護保険料の納め方には、①納付書による直接納付か、口座からの引き落としにより納付する「普通徴収」と、②一定の条件が整い年金からの差し引きにより納付する「特別徴収」の二通りがあります。

「普通徴収」で、納め忘れや口座の残高不足等により定められた納期限までに納付されない場合、納期限内に納付した方との公平性を保つために、滞納した日数に応じて計算した額の延滞金を保険料に加算して納めていただくこととなります。

保険料の納付が遅れるにつれて、滞納者自身にとっても延滞金がかさみ負担が大きくなっていくため、介護保険

事務所では納期限までに納付されていない方に対して督促状や催告状を送付したり、徴収員が自宅を訪問するなどして、できるだけ早く保険料を納めていただくよう対応しています。

しかし、それでも納めていただけないときには保険給付を制限する場合があります。なお、病気や失職などにより納期限までに納付できない、または納付することが難しいなどという方は、介護保険事務所までご連絡ください。ご事情を伺ったうえ、保険料の減額や分割納付等について相談をお受けします。

問・相談 ● 介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911